

令和 5 年 3 月

# 市 議 会 定 例 会 議 案

(令和 5 年度予算関係)

山 形 市

## 議 第 4 号

# 令和 5 年度山形市一般会計予算

令和 5 年度山形市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ98,712,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 22 日 提出

山形市長 佐藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		36,392,522 <sup>千円</sup>
	1 市 民 税	16,296,411
	2 固 定 資 産 税	15,174,982
	3 軽 自 動 車 税	757,717
	4 市 た ば こ 税	1,460,853
	5 入 湯 税	45,157
	6 都 市 計 画 税	2,656,402
	7 旧 法 に よ る 税	1,000
2 地 方 譲 与 税		677,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	163,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	470,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	44,000
3 利 子 割 交 付 金		8,000
	1 利 子 割 交 付 金	8,000
4 配 当 割 交 付 金		95,000
	1 配 当 割 交 付 金	95,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		45,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	45,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		514,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	514,000

款	項	金 額
7 地方消費税交付金		6,554,500 <sup>千円</sup>
	1 地方消費税交付金	6,554,500
8 ゴルフ場利用税交付金		3,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	3,000
9 環境性能割交付金		63,000
	1 環境性能割交付金	63,000
10 地方特例交付金		281,000
	1 地方特例交付金	281,000
11 地方交付税		10,656,000
	1 地方交付税	10,656,000
12 交通安全対策特別交付金		47,000
	1 交通安全対策特別交付金	47,000
13 分担金及び負担金		864,726
	1 負担金	864,726
14 使用料及び手数料		1,528,504
	1 使用料	832,484
	2 手数料	696,020
15 国庫支出金		15,774,176
	1 国庫負担金	11,860,541
	2 国庫補助金	3,591,423
	3 委託金	322,212

款	項	金 額
16 県 支 出 金		7,482,139 <sup>千円</sup>
	1 県 負 担 金	4,562,060
	2 県 補 助 金	2,275,458
	3 委 託 金	644,621
17 財 産 収 入		330,716
	1 財 産 運 用 収 入	87,425
	2 財 産 売 払 収 入	243,291
18 寄 附 金		2,026,000
	1 寄 附 金	2,026,000
19 繰 入 金		2,615,510
	1 特 別 会 計 繰 入 金	423,885
	2 基 金 繰 入 金	2,191,625
20 繰 越 金		600,000
	1 繰 越 金	600,000
21 諸 収 入		6,185,507
	1 延滞金、加算金及び過料	50,000
	2 市 預 金 利 子	1,476
	3 貸付金元利収入	4,240,288
	4 受託事業収入	170,771
	5 雑 入	1,722,972
22 市 債		5,968,700
	1 市 債	5,968,700
歳 入 合 計		98,712,000

## 歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		669,520 <small>千円</small>
	1 議 会 費	669,520
2 総 務 費		9,482,947
	1 総 務 管 理 費	3,147,942
	2 徴 税 費	1,031,135
	3 戸籍住民基本台帳費	469,913
	4 選 挙 費	281,270
	5 統 計 調 査 費	36,254
	6 監 査 委 員 費	88,819
	7 企 画 費	4,361,970
	8 交 通 安 全 対 策 費	65,644
3 民 生 費		38,758,951
	1 社 会 福 祉 費	17,529,130
	2 児 童 福 祉 費	17,247,982
	3 生 活 保 護 費	3,838,978
	4 災 害 対 策 費	142,861
4 衛 生 費		7,919,372
	1 保 健 衛 生 費	3,975,081
	2 清 掃 費	3,669,358
	3 環 境 保 全 費	250,200
	4 上 水 道 費	24,733

款	項	金 額
5 労 働 費		347,693 <sup>千円</sup>
	1 労 働 福 祉 費	347,693
6 農 林 水 産 業 費		1,982,657
	1 農 業 費	1,676,112
	2 林 業 費	306,545
7 商 工 費		7,052,497
	1 商 工 費	6,985,222
	2 消 費 者 保 護 費	67,275
8 土 木 費		11,983,856
	1 土 木 管 理 費	470,773
	2 道 路 橋 り ょ う 費	3,842,018
	3 河 川 費	266,813
	4 都 市 計 画 費	3,717,017
	5 下 水 道 費	3,447,700
	6 住 宅 費	239,535
9 消 防 費		3,264,552
	1 消 防 費	3,264,552
10 教 育 費		8,514,619
	1 教 育 総 務 費	1,849,245
	2 小 学 校 費	1,260,057
	3 中 学 校 費	523,795
	4 高 等 学 校 費	1,330,372
	5 幼 稚 園 費	225,206

款	項	金 額
	6 社 会 教 育 費	1,027,227 <sup>千円</sup>
	7 保 健 体 育 費	2,298,717
11 災 害 復 旧 費		6,571
	1 農林水産施設災害復旧費	2,286
	2 公共土木施設災害復旧費	4,285
12 公 債 費		8,658,765
	1 公 債 費	8,658,765
13 予 備 費		70,000
	1 予 備 費	70,000
歳 出	合 計	98,712,000



第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額	
山形市土地開発公社の事業資金借入に対する債務保証	令和5年度から 令和9年度まで	千円 10,000,000	
人事給与システム運用事業	令和6年度	14,850	
固定資産評価替基礎情報調査分析事業	令和5年度から 令和8年度まで	41,866	
地域公共交通乗合タクシー運行事業 (高瀬線)	令和5年度から 令和8年度まで	25,448	
地域公共交通乗合タクシー運行事業 (南部線)	令和5年度から 令和6年度まで	1,075	
地域公共交通モデル事業 (楯山地区運行実験)	令和6年度	212	
介護予防モデル再構築事業	令和6年度	12,815	
重粒子線がん治療費 利子補給補助金	令和5年度 令和5年度	令和5年度から 令和12年度まで	融資総額9,420千円の融資残高に 対して年6%以内の利子相当額
上野最終処分場第二期整備事業 (実施設計委託)	令和5年度	令和6年度	18,837
農業後継者及び認定 農業者育成支援事業 貸付金の利子補給	令和5年度	令和5年度から 令和15年度まで	融資総額130,000千円の融資残高 に対して年1%以内の割合で計 算した額
農業災害復旧資金の 利子補給	令和5年度	令和5年度から 令和10年度まで	融資総額10,000千円の融資残高 に対して年1%以内の割合で計 算した額
農業近代化資金の 利子補給	令和5年度	令和5年度から 令和8年度まで	融資総額10,000千円の償還にか かる利子の年1.5%を超える部分 に対して年1%以内の利子相当額
農林業天災対策資金の 利子補給	令和5年度	令和5年度から 令和11年度まで	融資総額25,000千円の融資残高 に対して年1.15%以内の割合で計 算した利子相当額
災害・経営安定対策資金の 利子補給	令和5年度	令和5年度から 令和20年度まで	融資総額30,000千円の融資残高 に対して年1.15%以内の割合で計 算した利子相当額
特定計量器定期検査事業	令和5年度から 令和6年度まで	1,525	
道路パトロール車更新事業	令和5年度から 令和6年度まで	3,607	
道路維持補修事業	令和5年度から 令和6年度まで	150,000	

事 項	期 間	限 度 額
除 排 雪 等 経 費	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	千円 350,000 (当初の想定を超える除排雪に要する額)
高機能消防指令センター運用事業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 14 年 度 ま で	318,978
水槽付消防ポンプ自動車整備事業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	98,000
東消防署蔵王温泉出張所整備事業	令 和 6 年 度	258,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域集会所等整備事業	1,200	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 <sup>%</sup>	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
コミュニティセンター 整備事業	5,900			
庁舎整備事業	118,300			
公共交通利用促進対策 事業	4,100			
道の駅整備事業	601,700			
山寺芭蕉記念館整備 事業	4,300			
文化財保存事業	10,400			
体育施設整備事業	110,100			
総合福祉センター整備 事業	38,000			
障がい福祉施設整備 事業	3,800			
老人福祉施設整備事業	17,200			
放課後児童クラブ整備 事業	5,000			
保育施設整備事業	23,900			
児童遊園整備事業	15,900			
斎場整備事業	25,000			
最終処分場施設整備 事業	10,500			
山形テルサ整備事業	15,100			
農業生産基盤整備事業	24,000			
農村活性化施設整備 事業	2,100			
農村振興環境整備事業	1,900			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
林道整備事業	17,700 <sup>千円</sup>	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 <sup>%</sup>	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
山形国際交流プラザ 整備事業	12,100			
公共施設除却事業	16,400			
道路橋りょう整備事業	578,700			
地方道路等整備事業	901,300			
河川整備事業	107,100			
河川災害対策事業	11,300			
市街地整備事業	142,100			
都市計画街路事業	646,300			
都市計画公園整備事業	145,300			
公営住宅整備事業	2,700			
消防施設整備事業	683,400			
義務教育施設整備事業	85,100			
公民館整備事業	54,700			
図書館整備事業	7,100			
令和5年度臨時財政対 策債	1,519,000			
合 計	5,968,700			

議 第 5 号

令和 5 年度山形市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度山形市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 栓 数		124,519栓
(2) 年 間 総 給 水 量		25,406千m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量		69,416m <sup>3</sup>
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業		
配 水 管 整 備 事 業	事 業 費	1,451,967千円
施 設 整 備 事 業	事 業 費	248,770千円
負 担 事 業	事 業 費	95,808千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入	
第 1 款 水 道 事 業 収 益		6,540,068千円
第 1 項 営 業 収 益		5,931,805千円
第 2 項 営 業 外 収 益		608,263千円
支	出	
第 1 款 水 道 事 業 費 用		6,055,172千円
第 1 項 営 業 費 用		5,628,199千円
第 2 項 営 業 外 費 用		394,733千円
第 3 項 特 別 損 失		2,240千円
第 4 項 予 備 費		30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,585,196千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額195,977千円、過年度分損益勘定留保資金54,192千円、建設改良積立金取崩額730,000千円、当年度分損益勘定留保資金1,605,027千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	1,139,022千円
第1項	企業債	1,000,000千円
第2項	工事負担金	124,883千円
第3項	受託金	14,139千円
支 出		
第1款	資本的支出	3,724,218千円
第1項	建設改良費	2,409,478千円
第2項	企業債償還金	1,279,224千円
第3項	投資	500千円
第4項	返還金	5,016千円
第5項	予備費	30,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
山形市上下水道施設管理センター維持管理事業	令和6年度	223,231 <small>千円</small>
水道施設耐震化(管路)事業【配水管工事・路面復旧工事】	令和6年度	150,000
浄配水設備更新事業【鈴川配水場ポンプ制御盤更新工事等】	令和6年度	57,360

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道整備事業	1,000,000 <small>千円</small>	普通貸借又は証券発行	借入先との協定による。 <small>%</small>	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,332,564千円

(2) 交 際 費 340千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、32,000千円と定める。

令和5年2月22日提出

山形市長 佐藤孝弘

議 第 6 号

令和5年度山形市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度山形市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数			74,693戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量			30,357千m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量			82,943m <sup>3</sup>
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業			
汚 水 管 渠 建 設 事 業	事 業 費		791,753千円
雨 水 管 渠 建 設 事 業	事 業 費		1,371,924千円
処 理 場 及 び ポ ン プ 場 建 設 事 業	事 業 費		309,916千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入			
第1款 下 水 道 事 業 収 益			8,021,360千円
第1項 営 業 収 益			5,191,145千円
第2項 営 業 外 収 益			2,830,215千円
支 出			
第1款 下 水 道 事 業 費 用			7,876,209千円
第1項 営 業 費 用			6,622,686千円
第2項 営 業 外 費 用			1,221,313千円
第3項 特 別 損 失			2,210千円
第4項 予 備 費			30,000千円



(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額に対し不足する額2,869,381千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額50,324千円、過年度分損益勘定留保資金1,445,804千円及び当年度分損益勘定留保資金1,373,253千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	資本的収入	6,761,608千円
第1項	企業債	4,000,800千円
第2項	補助金	743,270千円
第3項	負担金	2,017,538千円
支 出		
第1款	資本的支出	9,630,989千円
第1項	建設改良費	2,592,405千円
第2項	企業債償還金	7,008,584千円
第3項	予備費	30,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道利用資金の利子補給	令和5年度から融資を得た額の元金償還が完了する日まで	千円 下水道利用資金として融資を得た額の融資残高に対する利子相当額
下水道(雨水)整備事業(管渠工事)	令和6年度	157,500
下水道(雨水)整備事業(路面復旧工事)	令和6年度	30,720
下水道施設改築事業(処理場設備改築)	令和6年度	409,800

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 1,314,800	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 %	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
流域下水道事業	118,700			
特定環境保全公共下水道事業	70,400			
資本費平準化債	2,200,000			
下水道事業債(特別措置分)	296,900			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 382,357千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和5年2月22日提出

山形市長 佐藤孝弘

議 第 7 号

令和5年度山形市立病院済生館事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度山形市立病院済生館事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	524床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	161,040人
外 来	200,568人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院	440人
外 来	822人
(4) 主要な建設改良事業	
医療器械器具及び備品購入	500,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病 院 事 業 収 益	14,318,855千円
第1項 医 業 収 益	13,418,236千円
第2項 医 業 外 収 益	772,220千円
第3項 附 帯 事 業 収 入	128,399千円
支 出	
第1款 病 院 事 業 費 用	14,312,452千円
第1項 医 業 費 用	14,091,922千円
第2項 医 業 外 費 用	72,131千円
第3項 附 帯 事 業 費 用	128,399千円
第4項 特 別 損 失	10,000千円
第5項 予 備 費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額539,601千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,508千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,321千円及び、過年度分損益勘定留保資金536,772千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	317,686千円
第1項 企業債	200,000千円
第2項 負担金	117,486千円
第3項 補助金	100千円
第4項 その他資本的収入	100千円
支 出	
第1款 資本的支出	857,287千円
第1項 建設改良費	547,630千円
第2項 企業債償還金	308,657千円
第3項 予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器整備事業	200,000 <sup>千円</sup>	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 <sup>%</sup>	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	7,971,777千円
(2) 交際費	764千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,666,948千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量	取得の態様
医 療 機 器	M R I 装置 3 T コンバージョン	一 式	購 入
医 療 機 器	電子カルテ及び各種イントラネットワーク	一 式	購 入
医 療 機 器	D I C O M 動画サーバ	一 式	購 入

令和5年2月22日提出

山形市長 佐藤孝弘

## 令和5年度山形市国民健康保険事業会計予算

令和5年度山形市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,220,226千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年2月22日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		4,282,646 <sup>千円</sup>
	1 国民健康保険税	4,282,646
2 使用料及び手数料		500
	1 手 数 料	500
3 国庫支出金		239
	1 国庫補助金	239
4 県支出金		16,087,235
	1 県補助金	16,087,235
5 財産収入		37
	1 財産運用収入	37
6 繰入金		1,795,384
	1 一般会計繰入金	1,490,714
	2 基金繰入金	304,670
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		54,184
	1 延滞金、加算金及び過料	30,002
	2 預金利子	1
	3 雑収入	24,181
歳 入 合 計		22,220,226

## 歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		319,106 <sup>千円</sup>
	1 総 務 管 理 費	294,098
	2 徴 税 費	24,451
	3 運 営 協 議 会 費	557
2 保 險 給 付 費		15,956,658
	1 療 養 諸 費	13,900,543
	2 高 額 療 養 費	1,995,136
	3 移 送 費	10
	4 出 産 育 児 諸 費	45,019
	5 葬 祭 諸 費	15,500
	6 傷 病 手 当 金	450
3 国民健康保険事業費 納付金		5,657,702
	1 医 療 給 付 費 分	3,863,947
	2 後期高齢者支援金等分	1,409,839
	3 介 護 納 付 金 分	383,916
4 共 同 事 業 拠 出 金		5
	1 共 同 事 業 拠 出 金	5
5 保 健 事 業 費		206,575
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	179,086
	2 保 健 事 業 費	27,489
6 諸 支 出 金		30,180
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	28,000
	2 貸 付 金	2,180
7 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		22,220,226



議 第 9 号

令和 5 年度山形市後期高齢者医療事業会計予算

令和 5 年度山形市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,749,219千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 険 料		2,889,024 <sup>千円</sup>
	1 後期高齢者医療保険料	2,889,024
2 使用料及び手数料		70
	1 手 数 料	70
3 繰 入 金		853,323
	1 繰 入 金	853,323
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		6,801
	1 延滞金、加算金及び過料	700
	2 償還金及び還付加算金	6,100
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		3,749,219

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		87,737 <sup>千円</sup>
	1 総 務 管 理 費	58,381
	2 徴 収 費	29,356
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		3,655,280
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	3,655,280
3 諸 支 出 金		6,102
	1 償還金及び還付加算金	6,100
	2 繰 出 金	2
4 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		3,749,219

## 令和 5 年度山形市介護保険事業会計予算

令和 5 年度山形市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,241,079千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 22 日 提出

山形市長 佐藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 險 料		4,901,826 <sup>千円</sup>
	1 介 護 保 險 料	4,901,826
2 使用料及び手数料		493
	1 手 数 料	493
3 国 庫 支 出 金		5,554,899
	1 国 庫 負 担 金	4,077,683
	2 国 庫 補 助 金	1,477,216
4 支 払 基 金 交 付 金		6,086,996
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,086,996
5 県 支 出 金		3,142,091
	1 県 負 担 金	3,031,797
	2 県 補 助 金	110,294
6 財 産 収 入		67
	1 財 産 運 用 収 入	67
7 繰 入 金		3,554,556
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,406,327
	2 基 金 繰 入 金	148,229
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		150
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 貸付金元利収入	100
	3 雑 入	49
歳 入 合 計		23,241,079

## 歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		367,647 <sup>千円</sup>
	1 総 務 管 理 費	237,159
	2 徴 収 費	12,433
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	115,130
	4 趣 旨 普 及 費	2,925
2 保 険 給 付 費		21,875,326
	1 介 護 サービス等諸費	20,126,202
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	569,394
	3 そ の 他 諸 費	22,083
	4 高 額 介 護 サービス等費	493,465
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	93,421
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	570,761
3 地 域 支 援 事 業 費		807,597
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス事業費	627,965
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	36,930
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	139,894
	4 そ の 他 諸 費	2,808
4 保 健 福 祉 事 業 費		53,014
	1 保 健 福 祉 事 業 費	53,014
5 諸 支 出 金		132,495
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,476
	2 繰 出 金	127,019
6 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		23,241,079

## 令和 5 年度山形市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

令和 5 年度山形市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68,116千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		8,965 <sup>千円</sup>
	1 繰 入 金	8,965
2 繰 越 金		41,129
	1 繰 越 金	41,129
3 諸 収 入		18,022
	1 貸付金元利収入	18,021
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		68,116

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		26,887 <sup>千円</sup>
	1 総務管理費	8,865
	2 貸 付 金	18,022
2 諸 支 出 金		41,129
	1 償還金及び還付加算金	27,173
	2 繰 出 金	13,956
3 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		68,116

## 令和 5 年度山形市区画整理事業会計予算

令和 5 年度山形市の区画整理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107,982千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 総 務 収 入		107,982 <sup>千円</sup>
	1 繰 入 金	107,806
	2 繰 越 金	176
歳 入	合 計	107,982

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		107,982 <sup>千円</sup>
	1 総 務 管 理 費	141
	2 公 債 費	107,841
歳 出	合 計	107,982

## 令和 5 年度山形市財産区会計予算

令和 5 年度山形市の財産区会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,130千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 小白川財産区収入		77 <sup>千円</sup>
	1 財産運用収入	49
	2 繰越金	28
2 関沢財産区収入		1,256
	1 財産運用収入	622
	2 繰入金	634
3 山寺下組財産区収入		458
	1 財産運用収入	30
	2 繰越金	428
4 その他の財産区収入		6,339
	1 財産運用収入	91
	2 繰入金	3,790
	3 繰越金	2,458
歳 入 合 計		8,130

## 歳 出

款	項	金 額
1 小白川財産区費		77 <small>千円</small>
	1 財産区管理会費	77
2 関沢財産区費		1,256
	1 財産区管理会費	156
	2 財産管理費	1,100
3 山寺下組財産区費		458
	1 財産区管理会費	458
4 その他の財産区費		6,339
	1 財産管理費	6,339
歳 出 合 計		8,130

## 令和 5 年度山形市駐車場事業会計予算

令和 5 年度山形市の駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ550,419千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		545,472 <sup>千円</sup>
	1 使用料	545,472
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		4,946
	1 雑収入	4,946
歳入合計		550,419

歳 出

款	項	金 額
1 管理費		264,298 <sup>千円</sup>
	1 駐車場管理費	264,298
2 公債費		3,113
	1 公債費	3,113
3 繰出金		282,908
	1 繰出金	282,908
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		550,419

## 令和 5 年度山形市公設地方卸売市場事業会計予算

令和 5 年度山形市の公設地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ284,774千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 事業収入		114,792 <sup>千円</sup>
	1 使用料及び手数料	114,792
2 繰入金		90,590
	1 繰入金	90,590
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		79,391
	1 貸付金元利収入	30,000
	2 雑収入	49,391
歳入合計		284,774

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		243,015 <sup>千円</sup>
	1 総務管理費	243,015
2 公債費		40,759
	1 公債費	40,759
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		284,774



## 令和 5 年度山形市農業集落排水事業会計予算

令和 5 年度山形市の農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 227,041 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 5 年 2 月 22 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		43,553 <sup>千円</sup>
	1 使用料	43,552
	2 手数料	1
2 県支出金		19,200
	1 県補助金	19,200
3 繰入金		143,782
	1 繰入金	143,782
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		5
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	4
6 市債		20,500
	1 市債	20,500
歳入合計		227,041

## 歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		109,409 <sup>千円</sup>
	1 総 務 管 理 費	109,409
2 公 債 費		117,532
	1 公 債 費	117,532
3 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		227,041

## 第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	20,500 <sup>千円</sup>	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 <sup>%</sup>	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。

